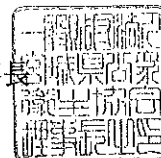


証明書発行番号 21008
発行年月日 令和3年11月12日
計量証明事業所登録番号 宮城県第190号(振動加速度レベル)

塩釜地区消防事務組合 殿

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会 理事長
〒981-3111
仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722(代)
FAX 022-776-8835



計量証明書

今般、調査依頼を受けました計量結果は、下記のとおりであることを証明いたします。

記

1. 計量年月日 令和3年11月10日(水)
2. 計量の対象 し尿処理施設の敷地境界(風上・風下)における振動レベル
3. 計量の場所 宮城県塩竈市字伊保石2番98
塩釜地区消防事務組合 塩釜地区環境センター
4. 計量の方法 別紙-1「5. 測定方法」に示した。
5. 計量の結果 別紙-1「9. 測定結果」に示した。
6. 添付書類 別紙-1~3

環境計量士

大村 利昭



1. 測定年月日 (計量年月日)

令和 3 年 11 月 10 日 (水)

2. 測定対象 (計量の対象)

し尿処理施設の敷地境界 (風上・風下) における振動レベル

3. 測定場所 (計量の場所)

宮城県塩竈市字伊保石 2 番 9 8 塩釜地区消防事務組合 塩釜地区環境センター

4. 測定地点

「10. 測定地点位置図」に示す、2 点を設定した。

5. 測定方法 (計量の方法)

振動レベルの測定は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠し行った。

6. 使用測定機器

振動レベル計

リオン VM-53A【設備番号:No. 2074】

7. 測定機器動作条件

振動レベル計 VM-53A → メモリーカード

測定条件は、次に示すとおりである。

振動レベル計の体感補正回路……………鉛直(Z)方向

8. 測定者氏名 二瓶 聡

9. 測定結果 (計量の結果)

測定地点 時間区分	測定時間	振動レベル			主な振動源	振動 規制基準
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀		
北西側敷地境界 (風上)	8:22~ 8:32	25>	25>	25>	し尿処理施設	時間帯 (昼間) 60以下
南東敷地境界 (風下)	8:01~ 8:11	25>	25>	25>	周辺環境	

注) L₁₀: 80%以上の上限値、L₅₀: 中央値、L₉₀: 80%以上の下限値

>は機器計量範囲外の25dB未満をあらわす。振動レベルを求めるにあたっては、道路通過車両等の事業所以外から発生する振動を除いた定常波を示した。

◎ 関係法令

振動の規制基準

振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

区域の区分\時間帯の区分		昼間(午前八時から午後七時まで)	夜間(午後七時から翌日の午前八時まで)
第一種区域	文教地区、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	六〇 デシベル	五五 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	六五 デシベル	六〇 デシベル

備考

- 1 区域の区分は、都市計画法第八条第一項に規定する用途地域及び地区による。
- 2 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、この表に定める区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用するものとする。
- 3 仙台市における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第一種区域の基準を適用するものとする。
- 4 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 5 振動の測定場所は、特定事業場の敷地境界線上とする。
- 6 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 7 振動の測定法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおもとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
三 デシベル	三 デシベル
四 デシベル	二 デシベル
五 デシベル	
六 デシベル	
七 デシベル	一 デシベル
八 デシベル	
九 デシベル	

- 8 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十分パーセントレンジの上端の数値とする。